

指宿市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

【山川文化ホール】

※山川庁舎部分を除く

【担当課】 教育部歴史文化課

令和4年3月

鹿児島県指宿市

目次

| | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 個別施設計画策定の趣旨及び概要 | 1 |
| (1) | 策定の趣旨 | 1 |
| (2) | 概要 | 1 |
| 2 | 施設別財産状況 | 2 |
| (1) | 施設の概要 | 2 |
| (2) | 管理の状況等 | 2 |
| 3 | 施設別利用状況 | 2 |
| 4 | 施設について | 3 |
| (1) | 施設の役割 | 3 |
| (2) | 現状と課題 | 3 |
| (3) | 今後の施設の考え方 | 3 |
| 5 | 検討結果 | 4 |

1 個別施設計画策定の趣旨及び概要

(1) 策定の趣旨

平成29年3月に本市が策定した「指宿市公共施設等総合管理計画」に定めた3つの基本方針「公共施設等の適正配置と施設総量の縮減を図ります」、「公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図ります」、「公共施設等の効率的な管理運営を目指します」に基づき、指宿市公共施設等総合管理計画の第1期（令和8年度まで）について、施設又は施設の類型に応じた個別施設計画を策定しました。

(2) 概要

本計画は、指宿市公共施設等総合管理計画「第3章 公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、山川文化ホールについて検討した結果を示したものです。

本計画の実施期間は、指宿市公共施設等総合管理計画の第1期に合わせた令和8年度までとします。

また、本計画については、必要に応じて随時、見直しを行います。

2 施設別財産状況

(1) 施設の概要

| | |
|------|---|
| 施設名 | 山川文化ホール |
| 所在地 | 指宿市山川新生町35番地 |
| 電話番号 | 0993-35-2766 |
| 建築年 | 昭和54年（築42年） |
| 敷地面積 | 4,600.7㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート3階建て |
| 延床面積 | 2,062.75㎡ |
| 施設内容 | （1階）大ホール（収容人員600人），和室（2部屋：収容人員80人），事務室，調理室，倉庫，トイレ，ロビー （2階）映写室 （3階）第1会議室（収容人員13人），第2会議室（収容人員13人），第3会議室（収容人員13人），中会議室（収容人員20人），トイレ ※（ ）内の人数は，収容人員数 |
| 付属施設 | 駐車場 |

(2) 管理の状況等

| 施設名 | 管理形態 | 用途 | 耐震診断 実施の有無 | 耐震補強 実施の有無 |
|---------|------|-------|---------------|---------------|
| 山川文化ホール | 指定管理 | 文化ホール | 不要 | 不要 |

3 施設別利用状況

山川文化ホールの延べ利用者数を示したものです。

| 施設名 | 年度 | 延べ利用者数 |
|---------|-------|--------|
| 山川文化ホール | 令和元年度 | 7,347人 |
| | 令和2年度 | 6,304人 |

4 施設について

(1) 施設の役割

山川文化ホールは、山川地域の文化活動や福祉の増進を図る場としての役割を担っている。

(2) 現状と課題

山川文化ホールは、山川庁舎移転工事により、1階トイレ、控室等、一部の改修は行いましたが、大ホール・ロビー空調、外壁、キュービクル、非常用発電機その他、音響・照明機器・吊り物機構等の建物に付属する設備等、建築当初からのものも多く、施設の老朽化が進行しております。

この老朽化した建物及び付属設備の更新について、今後、財政状況等を勘案しながら検討していく必要があると考えられます。

(3) 今後の施設の考え方

指宿市公共施設等総合管理計画の簡易評価結果において山川文化ホールは、利用検討の評価となっています。

本計画における山川文化ホールについては、山川地域の文化活動や福祉の増進を推進するために必要な施設であり、また、災害時における避難所にもなっていることから、今後も保有すべき施設として維持管理を行っていきます。

5 検討結果

現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ検討した結果を記載しています。

| 施設名 | 現状※ | | 方針 | |
|---------|--------|--------|------|-----------------------|
| | 簡易評価結果 | 建物劣化状況 | | |
| 山川文化ホール | 利用検討 | B | 長寿命化 | 今後も保有すべき施設として維持管理を行う。 |

※現状欄の簡易評価結果及び建物劣化状況は、指宿市公共施設等総合管理計画における結果を記載しています。また、建物劣化状況は、下記の評価基準に基づき、A>B>C>D>Eの順に5段階評価で示しています。

(A)目立った破損・外傷はない。

(B)微細な破損・外傷は存在するが、事故（タイルの落下等）に結びつく可能性は少ない。

(C)大規模な改修等を行っていないため、破損・外傷が目立つ。

(D)事故発生の可能性が高く、早急な対応が必要である。

(E)確認できない箇所が多い。